

6月企画運営委員会次第

日 時 平成26年6月19日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 平成26年度全国保育協議会第1回協議員総会の結果について
 - (2) 平成26年度県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
 - (3) 平成26年度第1回保育園利用者相談室研修会の開催について
 - (4) 全国保育協議会会長表彰の選考結果について
 - (5) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No14-2
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※7月企画運営委員会(予定)

平成26年7月24日(木)10:30～ 県社会福祉会館 2階第2会議室

平成 26 年度「県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員
との連絡協議会」開催要領

1 趣 旨 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。

2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会

3 日 時 平成 26 年 7 月 24 日 (木) 13:30～19:30
(13:00～ 受付け)

4 会 場 ホテルキャメロットジャパン
横浜市西区北幸 1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)
横浜駅西口より徒歩 5 分
(「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南 12 番出口左側)

5 出席者 県・市町村児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員

6 次 第

(1) 連絡協議会 13:30～17:15 (4 階 「フェアウインドⅡ」)

○議題 「子ども・子育て支援新制度の県・各市町村の取り組み状況」について

・基調講演 「子ども・子育て支援新制度の取り組み状況」について

講師 全国保育協議会 副会長 小島伸也氏

・質疑応答、意見交換

(別添アンケートあり)

○その他

(2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30 (4 階 「フェアウインドⅢ」)

7 参加費等

次のとおりのご費用を、ご負担願います。

(1) 連絡協議会 会場・資料代 1,000 円

(2) 情報交換・懇親会 参加費 4,000 円

平成26年6月 日

各市町村児童福祉主管課長 殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について（依頼）

新緑の候、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町村の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところではありますが、今年度も下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、出欠等及びアンケートにつきましては、別添 FAX もしくは郵送にて、7月11日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

1 日 時 平成26年7月24日(木) 13:30～19:30

2 場 所 ホテルキャメロットジャパン

横浜市西区北幸1-11-3 横浜駅西口より徒歩約5分

Tel 045-312-2111 (代)

3 連絡協議会 (4階フェアウインドII)

(1) 主催者挨拶

(2) 出席者自己紹介

(3) ○議題 「子ども・子育て支援新制度の県・各市町村の取り組み状況」について

・基調講演 「子ども・子育て支援新制度の取り組み状況」について

講師 全国保育協議会 副会長 小島伸也氏

・質疑応答、意見交換

県・市町の出席者から「子ども・子育て支援新制度の取り組み状況」について情報提供をいただき(別添アンケート)意見交換会を行いと考えていますのでよろしくお願い致します。

(4) その他

4 情報交換・懇親会 (4階フェアウインドⅢ)

5 参加費等

次のとおりのご費用を、ご負担願います。

- | | | |
|--------------|--------|---------|
| (1) 連絡協議会 | 会場・資料代 | 1,000 円 |
| (2) 情報交換・懇親会 | 参加費 | 4,000 円 |

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

FAX 送信用

県保育会事務局行
(FAX 045-311-1837)

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について

市町村名() 電話()

① 出欠について

連絡協議会 出席 欠席

情報交換・懇親会 出席 欠席

(いずれかに○をお願いします)

<出席の場合>

主管課長出席 職名 _____

氏名 _____

代理出席 職名 _____

氏名 _____

なお、別添アンケート調査についてもご協力をお願いします。

※ 7月11日(金)までに、県保育会事務局あてにご返送下さい。

(案)

平成26年6月 日

県内市町村保育主管課長 殿

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
(公 印 省 略)

新制度等へのアンケート調査について (依頼)

日頃より、本会に対しましてご理解並びにご支援を賜り心から御礼申し上げます。
さて、新しい制度に移行するまで残り八ヶ月余りとなりました。各市町村におかれましては、国等からの情報が少ない中で、滞りなく切り替わるよう献身的なご努力をされている事に心から敬意を表します。その渦中におります私ども保育所も、どの様に変化して行くのかが気になっており、同じく情報が少ない中で不安ばかりが先走っています。
つきましては、その様な現状を少しでも解消できればと思い、新制度に向けて県内の各市町村の進捗状況や方向性を知ることにより、より先を見据えた保育所の運営、ひいては子ども達や保護者、保育者へ、より安心出来る環境の創造に結びつく事と考え、標記のとおりアンケートを実施致します。

締め切り : 平成26年7月11日
回収方法 : F A X 及び郵送
送付場所 : 一般社団法人 神奈川県保育会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
電話 045-311-8754 FAX 04
5-311-1837

アンケート

○基本事項 (数記入のうち、指定がないものは平成26年4月1日現在の状況をご記入下さい。)

問 1 市町村名

問 2 人口 (直近) (平成 年 月 日現在)

問 3 未就学児童数 (直近) (平成 年 月 日現在)

問 4 保育所数
うち 公立
うち社福立
うち株式立
その他

保育所総定員数
入所児童数
待機児童数
実入所申込数 (直近) (平成 年 月 日現在)

問 5 認定こども園数
うち 公立
うち学法立

こども園総定員数
入園児童数

問 6 幼稚園数

うち 公立
うち学法立

幼稚園総定員数

入園児童数

問 7 家庭的保育事業者数

利用児童数

問 8 認可外保育施設数

うち独自認証数

問 9 その他の保育施設数

無認可幼稚園	:	ベビーホテル	:
事業所内保育	:	その他 ()	:

問 10 新制度への準備や計画策定において他の市町村と連携や情報交換をしていますか。その場合、どこの市町村ですか。差し支えなければお答え下さい。

--

○量について

問 11 量の見込みはどの様になって行くか予想されていますか。25年度、27年度、29年度、31年度の認定見込み数をご記入下さい。

	25年度	27年度	29年度	31年度
1号認定				
2号認定				
3号認定				

問 12 現在、所管する保育所からこども園になるとの意向がありますか。ある場合、何力所からですか。

--

問 13 現在、幼稚園からこども園になるとの意向がありますか。ある場合、何力所から

--

問 14 現在、認可外保育施設の認可化について、既に認可化した施設や現状で意欲のある施設はいくつありますか。

--

問 15 現在、小規模保育と事業所内保育に該当、或いは移行する意欲のある施設はいくつありますか。

--

問 16 量の見込みから最終的には現状より、あとどの位施設が必要と考えられますか。

保育所
幼稚園
こども園
地域型保育事業

問 17 新制度で既存の保育所は、そのまま保育所で残るか認定こども園に移行するか、どちらが良いと思いますか。その理由もお聞かせ下さい。(回答が難しい場合は、選ぶポイント)

--

○子ども・子育て会議について

問 18 子ども・子育て会議の委員は何名でどの様な方々の構成となっていますか。

--

問 19 子ども・子育て会議は合計で何回開催する予定で、7月1日現在で何回開催しましたか。

--

問 20 子ども・子育て会議の内容について、市町村民にどの様に周知していますか。

--

○条例について

問 21 新制度に対応するために条例はいくつ定めめますか。また、そのうちパブコメを行ったもの(取組中を含む)は7月1日現在でいくつですか。

--

問 22 保育の必要性の認定に係わる就労時間の下限は何時間以上とする予定ですか。また、保育短時間利用の対象となる就労時間の下限は何時間とする予定ですか。

就労時間の下限 :

短時間利用の下限 :

問 23 利用調整(優先利用)については、現状の基準から大きな変更を想定していますか。もし、大きく変更する場合は、どの様な配慮からですか。

--

- 問 24 特定教育・保育施設における国の運営に関する基準には、各市町村が従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、参酌基準で国基準と異なるものはありますか。ある場合は、その項目と理由をご記入下さい。

○その他

- 問 25 市町村の単独補助金について、社福立の保育所に対し、現状では一施設（90名定員）あたりの補助額の平均はいくら位になりますか。なお、先駆的や話題性がありそうな補助がありましたら合わせてお知らせ下さい。

- 問 26 新制度に移行した時、今現在ある市町村単独補助金をどの様に考えていますか。保育所がこども園に移行した場合もご記入下さい。

- 問 27 需給の調整が上手くいかずに保育所が定員を満たさなくなった場合、どのような対応（解決）を想定していますか。

- 問 28 保育士不足と言われていますが、貴市町村ではどのような状況と捉えていますか。

- 問 29 27年度施行に向けての準備は、スケジュール通りに進んでいますか。

以上です。ご協力ありがとうございました。

平成 26 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会開催要領

- 1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。
- 2 開催日時 平成 26 年 9 月 16 日 (火)
13 時 30 分から 16 時 30 分まで
- 3 会場 万国橋会議センター 401.402 会議室
横浜市中区海岸通 4-23
Tel 045-212-1034
- 4 研修内容及び講師
 - (1) 研修テーマ 「軽度なケガから重大な過失まで、施設責任とその対応」
 - (2) 講師 AIU 損害保険株式会社
リスクコンサルタント 並木 さおり氏
 - (3) タイムスケジュール
13:30 受付け
14:00 開会、講師による講義
16:00 質疑
16:30 閉会
- 5 対象及び参加費、定員
 - (1) 対象
 - 相談室会員保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は無料
 - 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び準ずる方、政令市保育協議会会員の保育所……参加費は有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)
 - ・参加費は当日持参か振込(替)をお願いいたします。
 - <銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三 (ハギワラ ケイゾウ)
 - <郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会
 - (2) 定員 130名程度
- 6 申込方法 平成 26 年 9 月 3 日までに、別紙申込書でお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax045-311-1837

相談室研修会参加申込書(26.9.16)

保育園名 _____

Tel _____

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

平成 26 年 6 月 日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成 26 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について(通知)

梅雨の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により、利用者の満足を図りながら、保育の質の向上を図るとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

なお、保育園利用者相談室に加入していない保育会会員の皆様方にも、有料で参加できることといたしておりますので、別添開催要領をご覧の上、積極的なご参加をお願いいたします。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

平成 26 年 6 月 日

一般社団法人神奈川県保育会
保育園利用者相談室会員 園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成 26 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について(通知)

梅雨の候、保育園利用者相談室の会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により、利用者の満足を図りながら、保育の質の向上を図るとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

何かとお忙しいところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、「保育園利用者相談室規程」において、相談室会員の責務として、「相談室会員は、相談室が実施する研修会等に積極的に参加するほか、相談室の実施事業に協力しなければならない。」と定められておりますので、全会員の積極的なご参加をお願いいたします。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆決算書類等のインターネットによる公表を義務化◆

～厚生労働省が社会福祉法人の認可に係る通知を改正～

厚生労働省は、平成26年5月29日付雇用均等・児童家庭局長他2局長連名による『社会福祉法人の認可について』の一部改正について」を发出し、①「現況報告書」を統一様式とし、エクセル等の電子ファイルで所轄庁へ提出を求めること、②貸借対照表および収支計算書も同様に、電子ファイルで所轄庁へ提出を求めること、③「現況報告書」、貸借対照表および収支計算書は、各法人がインターネット上で公表すること、(以上、一部経過措置あり)等を知しました。施行は本年4月1日とし、平成25年度決算から適用することとしています。(詳細は、別添資料をご参照ください。また、全文は、追って全保協HPに掲載します。)

改正の趣旨として、税制優遇等の公的助成を受けている社会福祉法人は、国民に対して経営状態を積極的に公表し、透明性を確保することが責務である、との考え方が示されています。

以下、通知改正のポイント、公表が求められる情報の範囲等について、お知らせします。

1. 通知改正のポイント

〔趣旨〕

- 社会福祉法人は、税制優遇等の公的助成を受けており、国民に対し経営状態を積極的に公表し、その透明性を確保することは責務。

〔主な改正内容〕

1. 「現況報告書」の様式・提出方法の改正

(1) 従来、様式例として定めていた「現況報告書」を、統一の報告様式とする。

現況報告書項目概要

- I 基本情報＝法人名、所在地、代表者名等
- II 事業＝社会福祉事業、公益事業、収益事業等
- III 組織＝理事・監事・評議員の資格や報酬等、施設長名、職員人数、理事会・評議員会・監査会の開催状況
- IV 資産管理＝財産の状況
- V その他＝情報公開・外部監査・第三者評価の状況

法人の経営状況（総括表）

- 1. 法人単位の資金収支の状況（※新会計基準適用法人のみ記載）
- 2. 法人単位の事業収支の状況（※新会計基準適用法人のみ記載）
- 3. 法人単位の資産等の状況（※新会計基準適用法人のみ記載）
- 4. 積立金の状況
- 5. 関連当事者との取引の状況
- 6. 地域の福祉ニーズへの対応

(2) 「現況報告書」は、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁へ提出させる。

(3) 貸借対照表および収支計算書も、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁へ提出させる。ただし、H25年度決算分に限り、次の取扱いとする。

- ①新会計基準に移行済で、電子ファイル（エクセル形式）での提出が可能な会計システムを使用する法人は、電子ファイル（エクセル形式）で提出。
 - ②新会計基準に移行済で、電子ファイル（エクセル形式）での提出ができない会計システムを使用する法人は、電子ファイル（PDF形式）、又は書面での提出を認める。
 - ③新会計基準に移行していない法人は、各法人が適用する会計基準による貸借対照表および収支計算書を、電子ファイル（PDF形式）、又は書面で提出することを認める。
- ※H26年度決算以降は、全ての法人が①による取扱いとなる。

2. 「現況報告書」の公表

(1) 「現況報告書」は、所定の様式により、エクセルまたはPDF形式の電子ファイルにて、インターネット上で公表することを義務付ける。

※現況報告の記載事項には、代表者の年齢や住所等の個人情報、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表にあたっては、個人・利用者の安全に支障をきたす恐れのある事項を除くなどの対応を行うこと。（注：平成23年9月1日付けで児童福祉法施行規則の一部改正が行われ母子生活支援施設等の位置情報提供について見直しが行われている。）

(2) 貸借対照表および収支計算書は、上記1. (3) ①に該当する法人は、エクセル又はPDF形式の、上記1. (3) ②③に該当する法人は、PDF形式の電子ファイルにて、インターネット上で公表することを義務付ける。

(3) ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人は、所轄庁がそのホームページに当該法人の現況報告書等を公表する。

2. 添付書類と公表が求められる書類について

	現況報告書添付書類（様式）	公表が求められる書類
新会計基準移行法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書（第1号の1） ・ 資金収支内訳表（第1号の2） ・ 事業区分資金収支内訳表（第1号の3） ・ 拠点区分資金収支計算書（第1号の4） ・ 事業活動計算書（第2号の1） ・ 事業活動内訳表（第2号の2） ・ 事業区分事業活動内訳表（第2号の3） ・ 拠点区分事業活動計算書（第2号の4） ・ 貸借対照表（第3号の1） ・ 貸借対照表内訳表（第3号の2） ・ 事業区分貸借対照表内訳表（第3号の3） ・ 拠点区分貸借対照表（第3号の4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書（第1号の1） ・ 資金収支内訳表（第1号の2） ・ 事業活動計算書（第2号の1） ・ 事業活動内訳表（第2号の2） ・ 貸借対照表（第3号の1） ・ 貸借対照表内訳表（第3号の2）
旧会計基準法人	上記の新会計基準様式に相当する書類	上記の新会計基準様式に相当する書類

3. 社会福祉法人新会計基準における各様式の情報の範囲

様式	書類名	情報範囲	勘定科目
第1号の1	資金収支計算書	法人全体	大区分のみを記載
第2号の1	事業活動計算書		中区分まで記載
第3号の1	貸借対照表		
第1号の2	資金収支内訳表	法人全体（社会福祉事業、公益事業、収益事業別）	大区分のみを記載
第2号の2	事業活動内訳表		中区分まで記載
第3号の2	貸借対照表内訳表		
第1号の3	事業区分資金収支内訳表	拠点区分別	大区分のみを記載
第2号の3	事業区分事業活動内訳表		中区分まで記載
第3号の3	事業区分貸借対照表内訳表		
第1号の4	拠点区分資金収支内訳表	1つの拠点を表示	小区分まで記載
第2号の4	事業区分事業活動内訳表		中区分まで記載
第3号の4	拠点区分貸借対照表		

全国保育協議会 協議員各位
ブロック保育協議会 会長各位
都道府県・指定都市保育協議会 会長各位
都道府県・指定都市保育士会 会長各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国 保 育 協 議 会
会 長 万 田 康
(公 印 略)

「全国保育研究大会 平成 25～27 年度 全国共通研究テーマ」
記載内容の修正について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、弊会全国保育研究大会に係る「平成 25～27 年度 全国共通研究テーマ」については、全社児福発第 452 号（平成 25 年 3 月 18 日付）文書にてご連絡申しあげているところです。

上記記載内容について、平成 27 年度本格施行予定の「子ども・子育て支援新制度」の内容を踏まえ、平成 26 年 4 月 25 日に開催の「平成 26 年度 第 1 回大会運営委員会」において別紙のとおり修正をいたしました。

各ブロックおよび都道府県・指定都市保育協議会（保育組織）におかれましては、共通研究テーマの研究をすすめていただいているところと存じますが、変更内容の周知等につきましてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※なお、「ブロック別の分科会意見発表分担」に関する変更はございません。

○添付文書 2 点

1. 新旧対照表
2. 修正後全文

【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局担当：山本、岡澤

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4F

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

新旧対照表

全国保育研究大会 平成 25～27 年度 全国共通研究テーマ 修正について

【修正前】

全社児福発第 452 号（平成 25 年 3 月 18 日付）文書にてお伝えした内容
※24 年度第 4 回大会運営委員会での確認に基づく（平成 25 年 3 月 13 日）

主 題

すべての人が

子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして

保育・子育て支援を取り巻く状況は、今日大きな転換期を迎えようとしています。

平成 24 年 8 月 10 日、「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、8 月 22 日に公布されました。平成 27 年度からの本格施行に向けて、「子ども・子育て支援新制度」の具体的な運用に向けて、基本指針や認可・運営基準、支給認定（保育の必要性の認定）基準、公定価格、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）などの検討が、この 4 月より国に設置される「子ども・子育て会議」において、すすめられることとなります。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）が、平成 25 年度より、すべての都道府県等において制定された条例に基づいて施行されます。

保育・子育て支援関係者は、こうした制度改革の背景となった状況やその内容を適切に把握するとともに、養護と教育の実践の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを広く社会にアピールする必要があるとあります。

また、新たな制度の枠組みでは、すべての子どもが保育の対象となる方向性で検討が進むなか、さらには保育所をめぐる雇用環境も大きく変化している状況下で、保育従事者全体の資質向上のあり方を考えていく必要があります。

【修正後】

平成 26 年度第 1 回大会運営委員会で確認された修正内容
（平成 26 年 4 月 25 日）

主 題

すべての人が

子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして

保育・子育て支援を取り巻く状況は、今日大きな転換期を迎えようとしています。

平成 24 年 8 月 10 日、「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、同年 8 月 22 日に公布されました。平成 27 年度からの本格施行に向けて、「子ども・子育て支援新制度」の具体的な運用に関する基本指針や認可・運営基準、支給認定（保育の必要性の認定）基準、公定価格、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの検討が国の「子ども・子育て会議」等において、すすめられました。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）が、平成 25 年度より、すべての都道府県等において制定された条例に基づいて施行されました。

保育・子育て支援関係者は、こうした制度改革の背景となった状況やその内容を適切に把握するとともに、養護と教育の実践の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを広く社会にアピールする必要があるとあります。

（削除）

【修正前】

全社児福発第 452 号（平成 25 年 3 月 18 日付）文書にてお伝えした内容
※24 年度第 4 回大会運営委員会での確認に基づき（平成 25 年 3 月 13 日）

研究テーマ① 新たな時代の保育実践 ～すべての子どもにむけて～

子ども・子育て関連 3 法の成立をはじめとする今日の保育をめぐる動きでは、保育の対象が「保育に欠ける」から「すべての子ども」へ広がる方向に検討されています。

また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとの新法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせ持つ類型も創設されようとしています。

【カテゴリーー5】子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

わが国の家族関係の給付の GDP に占める割合は 0.81%と諸外国のなかでもとても低い水準です。こうした環境を改善するとともに、日本の未来の社会を担う子どもを中心に置いて、子どもたちが豊かに育つ環境を社会全体が支えていく仕組みについて研究・提言します。

【修正後】

平成 26 年度第 1 回大会運営委員会で確認された修正内容
（平成 26 年 4 月 25 日）

研究テーマ① 新たな時代の保育実践 ～すべての子どもにむけて～

子ども・子育て支援新制度では、保育の対象が「保育に欠ける」から「保育の必要性（の認定）」に変わりました。

また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとの新法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせ持つ新・幼保連携型認定こども園が創設されました。

【カテゴリーー5】子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

わが国の家族関係の給付の GDP に占める割合は諸外国のなかでもとても低い水準です。こうした環境を改善するとともに、日本の未来の社会を担う子どもを中心に置いて、子どもたちが豊かに育つ環境を社会全体が支えていく仕組みについて研究・提言します。

平成 25 年 3 月の大会運営委員会にて、「新システム」に関連する記述を修正。その際、「新制度」で今後整理された文言は、追記・差替えをするとの確認があったことから、26 年度第 1 回大会運営委員会に確認の上、修正。

〔平成 26 年 4 月、全国保育協議会〕

全国保育研究大会 平成 25～27 年度 全国共通研究テーマ

主 題

すべての人が

子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして

保育・子育て支援を取り巻く状況は、今日大きな転換期を迎えようとしています。

平成 24 年 8 月 10 日、「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、同年 8 月 22 日に公布されました。平成 27 年度からの本格施行に向けて、「子ども・子育て支援新制度」の具体的な運用に関する基本指針や認可・運営基準、支給認定（保育の必要性の認定）基準、公定価格、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの検討が国の「子ども・子育て会議」等において、すすめられてきました。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）が、平成 25 年度より、すべての都道府県等において制定された条例に基づいて施行されました。

保育・子育て支援関係者は、こうした制度改革の背景となった状況やその内容を適切に把握するとともに、養護と教育の実践の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを広く社会にアピールする必要があります。

このような背景をふまえ、平成 25 年度～27 年度までの全国保育研究大会に向けた全国共通テーマを設定いたしました。ブロック、都道府県・指定都市保育協議会、各保育所におかれましては研究活動を深めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【全国共通研究テーマについて】

全国共通研究テーマとして、全保協の将来ビジョン（平成 21 年 3 月）に基づく 5 つの 카테고리（①子どもの育ちを保障する、②子育てライフを支援する、③多様な連携と協働をつくる、④子育て文化を育む、⑤子育て・子育ちを支援する仕組みをつくる）と、23 の具体的アクションをもとに、以下に示す 8 つのテーマを設定します。

全国保育研究大会における各ブロックの研究発表は、別紙「ブロック別意見発表分担」のとおりです。平成 25 年度から 27 年度の全国保育研究大会に向け、研究テーマに基づいた研究活動にお取り組みいただくようお願い申し上げます。

子どもの育ちを保障する

保育所の大きな役割は、子ども自身が自ら持っている発達する力を生かし、側面的に支援することをおして、その子どもの発達を保障することにあります。子どもの発達支援を中心に据えた保育を展開するために、質の高い保育について研究を深め、また、その保育を実践する人材の育成、研修の充実に取り組みます。

(1) 保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する

- ①質の高い保育のあり方について研究をすすめ、実践につなげます。
- ②自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめます。
- ③利用者の個別ニーズに対応したきめ細かな保育を提供します。

研究テーマ① : 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

子ども・子育て支援新制度では、保育の対象が「保育に欠ける」から「保育の必要性（の認定）」に変わりました。

また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとの新法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせ持つ新・幼保連携型認定こども園が創設されました。

保育所では、これまで保育所保育指針にもとづき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめてきました。

本テーマでは上記実践のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きのなかで大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

研究テーマ② : 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

保育所においては、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加が指摘されてきています。また保護者自身が生活面など何らかの課題をもち、子育てに困難が生じるケースも増えています。

本テーマでは、こうした子どもや保護者に対する保育所としてのかかわり方、あるいは保育従事者としていかに寄り添い、支援をおこなうべきかについて、研究を深めます。

(2) 保育者の資質向上を図る

- ④保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。
- ⑤施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。
- ⑥研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくります。

研究テーマ③ : 保育者の資質向上を図る

保育所における今日的状況として、就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や、職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、保育をめぐる新たな制度も見すえた流れのなかで、今後保育利用者のいっそうの多様化がすすむことが想定されます。

本テーマでは、保育所内外の研修や情報共有のあり方、保育士の自己評価など、保育所職員の資質向上にむけた効果的な実践、さらには今後保育従事者にもとめられる資質向上のあり方について研究を深めます。

【カテゴリー2】

子育てライフを支援する

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、子どもと家庭を一体的に捉えて、その家庭を支援することが必要です。保育所は、多様化する働き方と子育て家庭のニーズに応えるための機能を充実し、子育て支援の拠点として、すべての子育て家庭を対象とした支援を展開します。

(1) 保育所を利用する保護者への支援を充実する

- ⑦子どもを生み育てることへの不安を解消するための機能を発揮します。
- ⑧家庭との密接な連携による子育て支援に努め、子育てにとともに取り組みます。

(2) 地域子育て家庭への支援を充実する

- ⑨子育ての喜びや楽しさを実感できる支援を行います。
- ⑩すべての保育所が地域子育て支援を展開します。
- ⑪保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援を強化します。

研究テーマ④ : 地域の子育て家庭への支援の充実に向けて

保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられています。

一方で地域のつながりが弱まるなか、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが、とくに重要な取り組みとなっています。

本テーマでは、地域子育て支援における保育所の役割や、保育従事者に求められる知識や技術の習得、保育所のもつ機能をいかに地域支援に活かしていくかなど、地域の子育て家庭に対する支援のあり方について、研究を深めます。

研究テーマ⑤： 家庭や地域との連携による食育の推進

乳幼児期の食育の推進は、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。そして食に関する家庭との相互理解、さらには地域子育て家庭にむけた食育実践や地域の食文化継承などの視点から、保育所のみならず家庭や地域との連携のもとで実践を進めることが必要となります。

さらに保育所では、自園調理の意義や有用性の確立ならびに、食物アレルギーをもつ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保護者、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食をとおした保育実践のあり方などについて研究を深めます。

【カテゴリー3】

多様な連携と協働をつくる

子育て不安や児童虐待への対応等、子どもと子育て家庭への支援は、地域社会を基盤として多面的に取り組みを充実していくことが大切です。保育所は、さまざまな機関・組織・団体や住民が連携・協働して地域の保育機能を高めるための中心的存在として、役割を果たします。

- (1) 子育て・子育て支援のネットワークの中で保育所の役割を発揮する
 - ⑫地域を基盤とした子育て支援ネットワークの充実を図ります。
 - ⑬小学校等との連携を深めます。
 - ⑭保育所が中心となった地域子育ての協働活動を展開し、子育て支援の総合的な拠点となります。
- (2) 地域の保育機能を強化する
 - ⑮地域の実情を把握し、子育て家庭を支援する資源や連携を充実します。

研究テーマ⑥： 子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク

子どものより良い育ちにむけ、保育所、小学校さらに中学校との連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえる視点として重要です。

また、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性のなか、各地域の保育施策の充実化にむけ、保育関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築もいっそう大切となります。

さらには、児童虐待予防、病児・病後児保育など、保育所単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもってすすめるべき取り組みは多くあります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにむけた、多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所が果たすべき役割などについて研究を深めます。

【カテゴリー4】

子育て文化を育む

子どもを対象とした犯罪や虐待の増加など、子どもたちをめぐる深刻な課題が増えています。次世代を創造する子どもをかけがえのない存在として愛しみ、価値を認め、子どもや子育てに多くの人が関心を持ち、私たちの未来を創造していく子どもたちを社会全体で育てていく子育て文化を、保育所が拠点となって地域社会に発信していきます。

(1) 子育てへの関心を高める

- ⑩ 子どもと地域の人びととの接点づくりに取り組みます。
- ⑪ 地域住民に保育所への理解を深めてもらう取り組みをすすめます。

(2) 子育て文化につながる活動を広げる

- ⑫ 子育て支援活動への参加のきっかけをひろげ、子育てコミュニティの創造をめざします。
- ⑬ 老若男女が関わる子育て文化の掘り起こしや、子育て活動支援の開発や普及に取り組みます。

研究テーマ⑦ : 保育の社会化にむけて ～保育の営みをいかに社会に発信するか～

少子化や核家族化がすすむなか、社会における人と人、とくに子どもとおとながつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心低下につながっています。こうしたなか、子育て家庭や保育関係者にかぎらず、すべてのひとが子どもや子育てに関心をもつ取りくみが、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりにむけて大切です。

本テーマでは、保育所の地域にむけた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて、研究を深めます。

【カテゴリー5】

子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

わが国の家族関係の給付のGDPに占める割合は諸外国のなかでもとても低い水準です。こうした環境を改善するとともに、日本の未来の社会を担う子どもを中心において、子どもたちが豊かに育つ環境を社会全体が支えていく仕組みについて研究・提言します。

(1) これからの保育制度についての研究をすすめる

⑳保育所の役割・機能について研究を行います。

㉑これからの保育制度についての研究・提言を行います。

(2) 社会連帯による子育て支援の仕組みづくりをすすめる

㉒国・地方自治体との連携を深め、保育・子育て支援の仕組みづくりをすすめます。

㉓子育て支援の仕組みづくりのための世論形成をすすめる提言を行います。

研究テーマ⑧ : 公立保育所の使命と地域社会での役割

保育・子育て支援の今日的な流れにおいては、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性であり、保育の質やその実践において地域間格差が進むことが懸念されます。

本テーマでは、地域全体の保育の質の向上にむけた公立保育所の意義や役割意識の普及、保育行政機関でもある公立保育所の特性を活かした具体的実践のあり方などについて研究を深めます。

かながわ

保育士・保育所

支援センター

保育の仕事をしてみたい

もう一度保育士としてはたらきたい

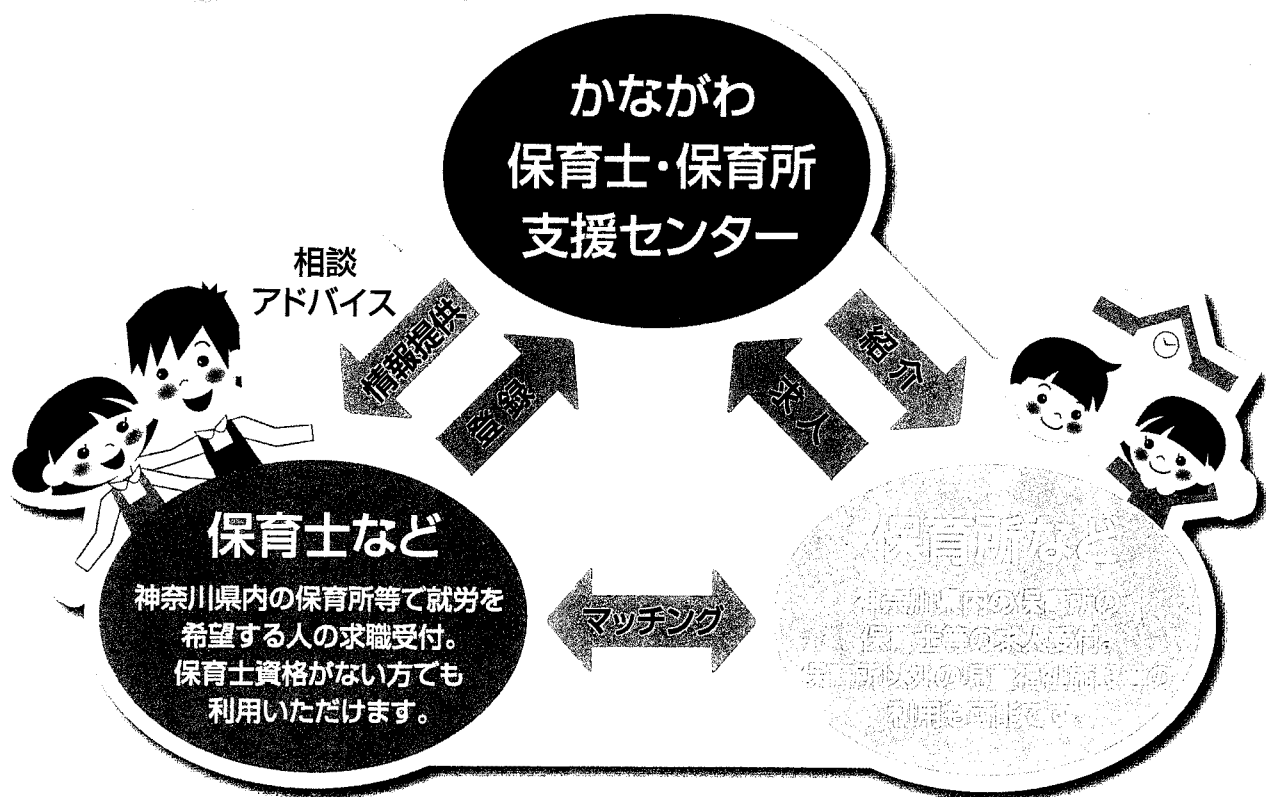
保育所の給食のため
栄養士を採用したい

保育士を
紹介してほしい

そんな皆さんを応援します!

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の
共同事業として神奈川県社会福祉協議会に委託しています。

かながわ保育士・保育所支援センターは
 保育所等からの求人と保育関係の求職者を
 マッチングして、保育人材の確保を促進します。



●まずはセンターに登録、様々なアドバイスが受けられます。●



すぐに就職したいと
 考えている方へ

いずれ就職しようと
 考えている方へ

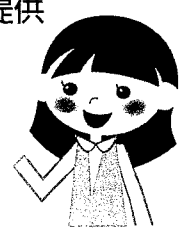


セミナー、研修等の開催と案内
 復職に向けた相談会の紹介

- 求人情報の提供
- 求人票の開示*
- 就職先の紹介
- 就職相談

- 保育等に関する情報提供
- 就職相談会等の案内

*求人情報を自由に閲覧できます。



就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。ご希望により、就職先の情報提供、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言をします。ブランクのある潜在保育士の方もお気軽にご相談ください。



就職支援セミナー・相談会開催

県内各地の会場で就職支援セミナーや就職相談会を開催します。詳しい日程はホームページ等でお知らせします。



●就職支援セミナー

就職にあたって必要な保育に関する情報について学ぶことができます。

「セミナーテーマの例」

- ・保育所保育指針を通して、今、求められている保育について学ぶ。
- ・保育所の現役園長から、園の様子や保育環境についての話を聞き、現場を知る。

●就職相談会

県内各地から保育所がブース出展し、それぞれの園の特徴や求めている保育人材について直接聞くことができます。

※雇用保険の求職活動実績対象となります。



保育に関する情報提供



保育にかかわる様々な情報(資格や制度、就職相談会開催日程など)をメールで配信します。

保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センター

無料職業紹介

かながわ保育士・保育所支援センターでは、
保育所等からの求人と保育関係の求職の
マッチングを行っています。



●求職対象職種:

神奈川県内で保育関係の仕事をされたい方であれば、
どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

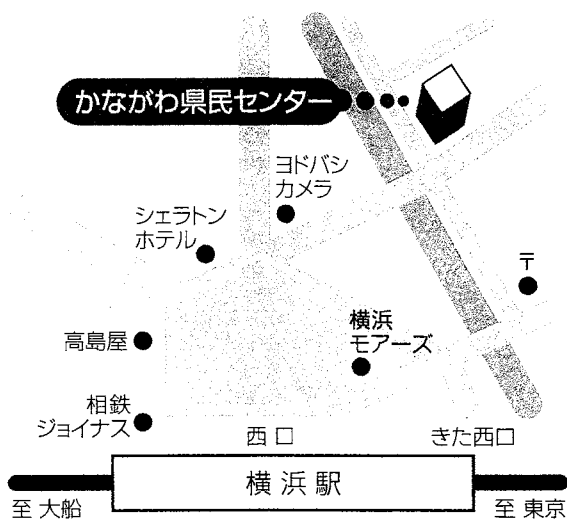
●求人対象施設:

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ)



●かながわ保育士・保育所支援センター



開所:月~土曜日 午前9時~12時 午後1時~5時
(休所:日・祝・年末年始)

※昼休み、日曜・祝日は資料の閲覧のみ可能

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階

(神奈川県社協かながわ福祉人材センター内)

TEL:045-320-0505



みなさんのご利用を
お待ちしております!



子どもの命を守り、保護者の安心を育て、職員の心と仕事を支える。

保育現場の 「深刻事故」 対応ハンドブック

山中 龍宏・寺町 東子・栗並 えみ・掛札 逸美〔共著〕

A5判・定価(本体1,500円+税) 送料300円 ※送料は平成26年5月時点の料金です。

深刻事故発生時、事故後、 どう対応すべきか？

- 119番通報、心肺蘇生、園内での役割分担、事実の記録など、緊急時の対応法を解説。
- 迅速な対応のために不可欠な「役割分担表」の書式例と活用例を紹介。
- 検証のために重要となるのが「記録」。職員一人ひとりの記憶をすぐ書きとめるための「記録用紙」の書式例と活用例を具体的に提案。書式例は、コピーしてそのままご活用いただけます。

防げるはずの深刻事故。 二度とくりかえさないために。

- 事件事例から学ぶべきこと、日常の中で今から取り組んでいただけることを紹介します。
- 再発防止のための検証制度づくりを提言。園と個々の職員にとっての意義をわかりやすく説明します。
- 医学、司法、心理、保育等の専門家と保護者の知見と願いを束ねて、すべての保育関係者に向けて送る、画期的な一冊。

はじめにより

本書では、保育園や幼稚園、こども園など、未就学児を預かる施設で深刻な事故(死亡や重傷、重症)が起きたとき、そして起きた後、どのように対応すべきか、しなければいけないかを記しています。

さらに、子どもの深刻事故を予防し、万が一の深刻事故時に「すべきこと、しなければならぬこと」をできるようにするための日常の取り組みもお示ししました。深刻事故に備えるということは、日常の保育・教育をより安全に、そして、より豊かにすることにもつながるといふ点を理解

いただけたらと思います。

子育て支援の制度が大きく変わろうとしている今、子どもの命を確実に守り、同じような深刻事故を二度とくりかえさないための、具体的で、効果的で、一人ひとりの職員が実際に取り組むことのできる対策づくりが不可欠です。皆さんの知恵を集め、そうした対策づくりを現場からつくっていくうえで、本書が少しでも役に立てるよう、著者とコラム執筆者は願っています。

- 心肺蘇生の流れ
- 「緊急時の役割分担表」の書式例／準備段階における記入例／事故発生時における記入例
- 「個人の記憶の記録用紙」の書式例／事故発生時における記入例

第1章 深刻事故が起きたとき ——緊急時対応

1 救急対応

——子どもが意識を失った、危険な状態にある、というときの対応
「大変だ!」というときに、まずすること/119番通報のポイントと、伝えるべきこと

2 園での対応

——あらかじめ決めておいた役割分担に従って、迅速に誰が何をやるか、不在時は誰が。平常時に役割分担と順番を決めておく/事故直後の役割とその内容/「記憶をすぐに、一人で書く」理由—心理学の知見から

3 園での対応

——事故後の対応、再発防止、そして、保護者とのかかわりの重要性
事故後の対応の重要性/「何が起きたのか知りたい」という声に応える/日ごろから、ていねいなコミュニケーションを重ねることの大切さ

第2章 「起きたこと」を記録、検証する大切さ ——システムづくりの提言

1 原因調査の現状と重要性

「予防できるはずの死亡」事故が毎年同じように起きている/「子どもの死=犯罪を犯した」ではない/科学的な視点から予防策の検討を/対立ではなく、共に事実に向きあう関係へ

2 経緯、原因を明らかにするシステムづくりを

——子どもを失った一人の親として
死亡事故から聞き取りへ/職員の心を守ることは管理者の責務/起こっ

た事実を知り、予防につなげる意義/死亡までの経緯、死因を明らかにするシステムを/遺族である保護者と保育者の対話に向けて

第3章 深刻事故はどの園でも起こり得る ——事例に学ぶ

1 保育現場での深刻事故事例

——Injury Alert (傷害速報) より
固定遊具のすき間に首がひっかかった事例/木製おもちゃの誤嚥による窒息/スーパーボールによる窒息/室内ブランコによる頭蓋内損傷

2 保育現場での深刻事故事例

——日々の報道から学ぶこと
溺水/頭部(脳)外傷、脳震とう/食物アレルギー

第4章 深刻事故の予防と対応のために ——基本的な考え方と日常の取り組み

1 深刻事故の予防と対応のために

——知っておいていただきたいこと
「事故」は結果ではなく、できごとのプロセス/ニア・ミスの一部がヒヤリハット/事故が結果に至った場合: 傷害、食物アレルギー発症など/深刻な結果を効果的に予防する

2 深刻事故の予防と対応のために

——日常的に取り組んでいけること
心肺蘇生や誤嚥対応、救急法をくわえしトレーニングする/ヒヤリハットや傷害・発症事例を記録する/言葉に出す、復唱する/子どもたちの動き、他の職員の動きを見る/リーダー、自治体が先頭に立つ/行政、関係機関と協働する

【特別コラム】

●小児救急トレーニングの大切さ

遠藤 登 (保育士、保育事故の応急救護インストラクター)

●クライシス・コミュニケーション

宇於崎裕美 (有限会社エンカツ社代表取締役社長)

著者プロフィール

山中 龍宏 (やまなか たつひろ)

緑園こどもクリニック(横浜市泉区)院長。医学博士。専門は小児科学。東京大学医学部卒業。同大学医学部小児科講師、こどもの城小児保健部長を経て現職。現在、日本小児科学会子どもの死亡登録・検証委員会オブザーバー、同学会こどもの生活環境改善委員会委員、産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チーム長、NPO法人Safe Kids Japan理事長。著書に『子どもの誤飲・事故を防ぐ本』(三省堂、1999年)など。

寺町 東子 (てらまちとうこ)

1968年生まれ。1994年4月 弁護士登録(東京弁護士会)。2003年4月 社会福祉士登録。東京都介護保険審査会委員(2004年度~2009年度)。豊島区権利擁護ネットワーク会議委員(2009年度~)。豊島区障害者虐待対応機関連絡会議委員(2011年度~)。練馬区保健福祉サービス苦情調整委員(2013年度~)。著書に『保育事故を繰り返さないために』(武田さち子/著、赤ちゃんの急死を考える会/企画、監修、あけび書房、2010年)など。保育事故・学校事故・遺棄事故・交通事故・介護事故・医療事故など数多くの事故に関与。

栗並 えみ (くりなみえみ)

1979年愛知県碧南市生まれ。名古屋大学教育学部人間発達科学科卒業。2009年に第一子を出産し、産休・育休を取得。出産の1年後に復職するが、2010年、第一子を預け先の認可保育所における事故で失う。以降、夫の栗並秀行とともに保育事故の再発防止のための活動を行っている。2011年に第二子を出産し、現在は共働きで子育て中。第一子の保育事故の概要、その後の活動の記録は【愛知県碧南市 認可保育園における事故について】<http://hiroyasmile.blog.fc2.com/>に掲載。

掛札 逸美 (かけふだいつみ)

心理学博士(社会/健康心理学)。NPO法人保育の安全研究・教育センター代表。1964年生。筑波大学卒業後、健診団体広報室に勤務。2003年、コロラド州立大学大学院に留学、2008年に博士号取得。2013年まで(独)産業技術総合研究所特別研究員。著書に『乳幼児の事故予防—保育者のためのリスクマネジメント』(2012年)、『「保護者のシグナル」観る・聴く・応える—保育者のためのコミュニケーション・スキル』(2013年、共著。いずれも、ぎょうせい)など。本書全体のインタビューと元原稿の執筆を担当。

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料)
電話受付時間: 平日9時から17時

TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495

URL: <http://gyosei.jp>

キリトリ線

保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック

A5判・定価(本体1,500円+税)送料300円 コード 5108052-00-000 保育深刻事故

申込書

◎上記のとおり申し込みます。

御住所(〒 _____)

平成 年 月 日

〔社費・公費・私費〕

フリガナ
御氏名

TEL

e-mail

@

※送料は平成26年5月時点の料金です。

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。



株式会社 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 104-0061
本部 東京都江東区新木場1-18-11 136-8575
TEL: 0120-953-431/FAX: 0120-953-495

URL: <http://gyosei.jp>

(H26.5)

ISBN978-4-324-09820-2 コード 5108052-00-000 保育深刻事故

●取扱者

神奈川県保育会会員様 専用ご案内

保育現場の『深刻事故』

対応ハンドブック

山中龍宏・寺町東子・栗並えみ・掛札逸美【共著】

A 5 判・特別価格 1,500 円 (定価 1,620 円)・送料サービス

平成 年 月 日

図 書 名	特価 (税込)	公 費	私 費
保育現場の『深刻事故』 対応ハンドブック	1,500 円	部	部

<ご送付先>

〒 _____	
ご住所	
(フリガナ)	
ご氏名	
TEL ()	

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。
※本状は書店ではご利用いただけませんので、ご承知おきください。

※ 本申込書にて、下記あてにお申込の場合のみ、特別価格を適用させていただきます。

<問合せ及び申込先>

〒231-0011 横浜市中区太田町 6-79-202
(株)ぎょうせい 横浜事務所 高波

FAX: 045-210-0310

(電話番号) 045-210-0351

通信欄

神奈川県保育会会員各位

実務図書のご案内について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記図書が弊社より発行されております。

つきましては、別添のカタログを参照の上、ご希望の向きは下記要領にてお申込みください。

謹白

記

1. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
2. 納品方法 弊社より順次送本させていただきます。
3. 代金支払 代金は、弊社発行の所定振替用紙にてお振込み下さい。
4. 問合せ先 新日本法規出版株式会社 営業部 清水
〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町 2-6

TEL 03-3269-2169 FAX 03-3235-7369

新日本法規出版(株) 営業部 担当 清水 行

申 込 書

書籍コード 書籍区分	書 名	定 価 (税込)	特 価 (税込)	送料	申込 部数
No.50718 単行本	事例解説 保育事故をめぐる注意義務と責任	3,348 円	3,013 円	350 円	部

※ 上記商品を代金後払いにて申込みます。(2部以上お申込みの場合、送料は弊社負担といたします。)

平成 26 年 月 日

(〒 -)

ご住所

名 称

部署名

ご担当者

印

電 話

FAX

※ お申込みいただいたお客様のお名前・ご住所などの情報は、書籍・商品のお届けや DM 等、弊社の営業活動に限って使用させていただきますのでご了承ください。

情報の変更・訂正・削除が必要な場合、または DM 等が不要な場合は、上記までご連絡ください。

30-00002-91A

支社	扱先又は扱社員コード						清水	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
3	0	0	8	0	2	6	7	(42020)							

第3回・第4回 実務家支援セミナー

『保育事故における注意義務と責任』

※本セミナーの内容は、従来開催されたものと同内容です。

第3回 平成26年8月1日(金)

第4回 平成26年8月5日(火)

13:00 開場 13:30 開演 16:30 終演

会場：ソラシティカンファレンスセンター Room C

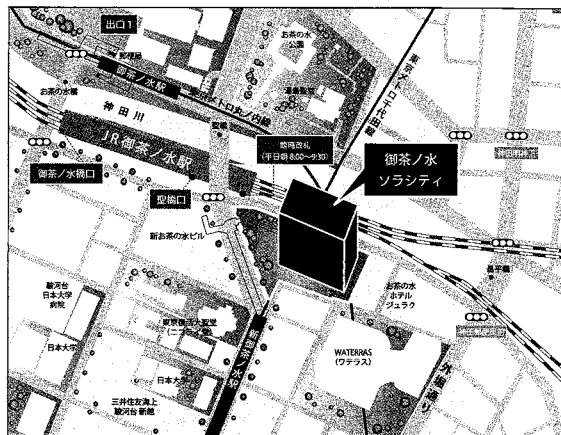
東京都千代田区神田駿河台 4-6

(JR 中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口から 徒歩 1 分)

(東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B2 出口【直結】)

(東京メトロ丸の内線「御茶ノ水」駅 出口 1 から 徒歩 4 分)

(都営地下鉄 新宿線「小川町」駅 B3 出口から 徒歩 6 分)



カリキュラム

1. 子どもの事故と責任

- (1) 道義的責任
- (2) 法的責任
- (3) 民事上の責任(損害賠償責任)
- (4) 法的責任の限界

2. 子どもの事故の法的問題

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 家庭的保育・ベビーシッター

(4) 放課後児童クラブ(学童保育)

- (5) 放課後子ども教室・児童館
- (6) 子ども会・保護者会
- (7) 塾・習い事

3. 子どもの事故の保険

4. 事例にみる子どもの事故の法的責任

- (1) 転倒・転落事故
- (2) 誤飲・誤嚥事故
- (3) でき水事故

- (4) やけど・熱中症事故
- (5) 感染症事故
- (6) 子ども同士のトラブル
- (7) 施設・遊具等による事故
- (8) 交通事故
- (9) 医療事故
- (10) 個人情報・プライバシー保護事例
- (11) 子どもによる加害事例
- (12) その他の事例

講師

古笛 恵子 氏 (弁護士)

◆講師からのメッセージ

子どもに事故は“つきもの”です。大人は子どもを守る義務があります。子どもの事故については、この当たり前のことを前提に、それぞれの居場所に応じた法的責任の判断がされます。どの程度の法的責任(注意義務)を負うのかは個別の事例ごとに判断せざるを得ませんが、法的責任を意識するあまり保育の本質を忘れることがあってはなりません。

本セミナーでは、「保育水準」や「法的責任」の考え方に触れていただき、安全で伸びやかな保育の実現の参考になるよう、わかりやすく解説いたします。

定員

各回100名 (定員になり次第、お申込みを締め切らせていただきます。)

受講料

おひとり (テキスト代込) 13,400 円 (税込)

※テキストは「事例解説 保育事故における注意義務と責任」[新日本法規出版刊・定価 3,348 円 (税込)]を使用いたします。セミナー当日、会場にてお渡しいたします。

本書を既にご購入いただいた方は、10,300 円 (税込) で受講いただけます。本書はテキストとして使用いたしますので、当日は必ずご持参ください。

申込方法

ホームページまたは裏面FAX用紙にてお申込みください。

ホームページアドレス <http://www.sn-hoki.co.jp/seminar/>

専用FAX 0120-023-224

新日本法規 セミナー で

支払い方法

お申込み後、受講票と請求書を順次送付いたしますので、所定の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてセミナー開催日までにお支払いください。

お問い合わせ

新日本法規出版株式会社 セミナー事務局

e-mail : seminar@sn-hoki.co.jp

TEL : 0120-023-433 (受付時間 平日 8:30~17:00)

第1章 概説

第1 子どもの権利

- 1 国連の動き
 - (1) 児童の権利に関する宣言(1959年)まで
 - (2) 子どもの権利条約(1989年)
- 2 日本の動き
 - (1) 児童福祉法(1947年)
 - (2) 児童憲章(1951年)
 - (3) 子どもの権利条約の批准(1994年)

第2 子どもの居場所

- 1 フリースクール(0~5歳)
- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 家庭的保育
- (5) ヘルプシッター
- 2 フラタニスクール(6歳~)
- (1) 放課後児童クラブ(学童保育)と放課後子ども教室
- (2) 児童館
- (3) 子ども会(キヤンパ・レクリエーション等)
- 4 塾・習い事
- 5 社会的養護

第3 子どもの事故の概要

- 1 子どもの定義
- 2 子どもの事故の定義
- 3 保育事故の現状
- 4 保育施設における死亡事例
 - (1) 学校管理下の死亡、障害事例
 - (2) 学童保育の安全に関する調査研究
- 5 保育事故の事例
 - (1) 転倒・転落事故
 - (2) 誤飲・誤嚥事故
 - (3) でき水事故
 - (4) やけど・熱中症事故
 - (5) 感染症事故
 - (6) 子ども同士のトラウマ
 - (7) 施設・遊具等による事故
 - (8) 交通事故
 - (9) 医療事故
 - (10) 個人情報・プライバシー保護事例
 - (11) その他の加害事例
 - (12) その他の事例

第4 子どもの事故の責任

- 1 道義的責任
- 2 法的責任
 - (1) 民事上の責任(損害賠償責任)
 - (2) 刑事上の責任
 - (3) 行政上の責任
- 3 民事上の責任(損害賠償責任)
 - (1) 不法行為
 - (2) 債務不履行
 - (3) 過失相殺
- 4 法的責任の限界
 - (1) 保育の本質
 - (2) 保育の水準

第5 子どもの事故の法的问题

- 1 子どもの居場所
- 2 保育所
 - (1) 保育の専門性
 - (2) 保育に随伴する生活関係
 - (3) 偶発的責任
 - (4) 集団保育の限界
 - (5) 認可保育所と無認可保育所
- 3 幼稚園
 - (1) 幼児教育と保育
 - (2) 幼稚園と保育所の差異

- 4 家庭的保育・ヘルプシッター
 - (1) 家庭的保育の専門性
 - (2) ヘルプシッターの専門性
 - (3) 家庭的な保育
- 5 放課後児童クラブ(学童保育)
 - (1) 小1の壁
 - (2) 学童保育の理想と現実
 - (3) 学校と家庭と学童保育
- 6 放課後子ども教室・児童館
 - (1) 安全・安心な居場所
 - (2) 放課後子どもクラブ
- 7 子ども会・保護者会
 - (1) ボランティア活動の責任
 - (2) ボランティアの注意義務
- 8 塾・習い事
 - (1) 民間事業者によるサービス提供
 - (2) サービスと義務
- 9 子どもを守る

第6 子どもの事故の保険

- 1 リスクマネジメント
- 2 保険と共済
- 3 保険に関する用語
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
 - (3) 保険金請求権者
 - (4) 保険者
- 4 損害保険の種類
 - (1) 賠償責任保険
 - (2) 傷害保険
 - (3) 約定旅行費用保険
- 5 保険に関する注意(参考文献)

第2章 事例

第1 転倒・転落事故

- 1 鬼ごっこ中の転倒事故(私立幼稚園)
- 2 遊戯中の転倒事故(区営学童保育)
- 3 校舎窓からの転落事故(区営放課後子ども教室)
- 4 つかまり立ちしていた乳児の転倒事故(私立保育園)
- 5 ヘルプシッターからの転落事故(民間保育園)
- 6 ハイキング中の転落事故(子ども会)
- 7 ボランティアによる歩行介助時の転倒事故(ボランティアセンター)

第2 誤飲・誤嚥事故

- 8 監護者の与えた玩具での窒息事故(私立保育園)
- 9 吐瀉物の誤嚥事故①(私立保育園)
- 10 吐瀉物の誤嚥事故②(私立保育園)
- 11 ハナナの誤嚥事故(区立保育園)
- 12 早食い競争による窒息事故(町営学童保育)
- 13 タバコの誤飲事故(私立保育園)

第3 でき水事故

- 14 ツールでの水泳指導中のでき水事故(私立幼稚園)
- 15 河川での水泳指導中のでき水事故(私立幼稚園)
- 16 休園日のプール転落事故(町立幼稚園)
- 17 保護者会主催の旅行でのでき水事故(学童クラブ保護者会)

第4 やけど・熱中症事故

- 18 パテツの熱湯でのやけど事故(私立保育園)
- 19 ストーンでのやけど事故(市立幼稚園)
- 20 送迎バスへの置き去りによる熱中症事故(無認可保育園)

第5 感染症事故

- 21 薄着での外遊びによる死亡事故(私立保育園)
- 22 井戸水からのO157感染症事故(私立幼稚園)
- 23 給食からのO157感染症事故(市立保育園)

24 新型インフルエンザの集団感染事故(私立幼稚園)

25 インフルエンザ感染による保育拒絶事例(私立保育園)

第6 子ども同士のトラウマ

- 26 遊技時間中の衝突事故(私立幼稚園)
- 27 ハサミ使用中の事故(私立保育園)
- 28 いたずらによる傷害事故(スイミングスクール)
- 29 ケンカ中の傷害事故(私立保育園)
- 30 投げつけられた板さされでの傷害事故(私立保育園)
- 31 いじめによるPTSD事故(私立保育園)

第7 施設・遊具等による事故

- 32 すべり台の手すりにかバンのひもを引っ掛けた墜落事故(市立保育園)
- 33 サッカーゴール転倒による傷害事故(私立幼稚園)
- 34 レンガ製の玄関ポーチに頭をぶつけた事故(市立保育園)
- 35 うんていにかかったロープに首を引っ掛けた墜落事故(私立幼稚園)
- 36 箱フランクでの衝突事故(市営学童保育)
- 37 給食用食器の破片での傷害事故(市立保育園)

第8 交通事故

- 38 園内に乗り入れた出入業者の車との接触事故(私立幼稚園)
- 39 送迎バスによる交通事故(私立幼稚園)
- 40 送迎バスによる交通事故(私立幼稚園)
- 41 保護者車両の園舎屋上からの転落事故(私立保育園)

第9 医療事故

- 42 痙攣発作を起こして知能障害が残った事故(市立保育園)
- 43 食物アレルギーの発作による窒息事故(区営学童保育)
- 44 乳幼児突然死症候群による死亡事故(私立保育園)

第10 個人情報・プライバシー保護事例

- 45 個人情報保護法をめぐる事例(私立保育園)
- 46 緊急連絡網配布によるクレーム事例(私立保育園)
- 47 虐待の疑いがある園児の情報を児童相談所へ通告した事例(私立保育園)
- 48 個人情報流出した事例(私立保育園)
- 49 個人情報保護方針の作成を求められた事例(私立保育園)

第11 子どもによる加害事例

- 50 園児の車道飛び出しによるバイク転倒事故(私立保育園)
- 51 園児が物を投げて他人の洋服を汚した事故(私立保育園)
- 52 子どもによる公園施設の使用禁止事例(市立保育園)
- 53 子どもによる競走馬の暴走事故(私立幼稚園)
- 54 子どもが保育園の痛品を壊した事例(私立保育園)

第12 その他の事例

- 55 耳に入った異物の摘出事故(私立保育園)
- 56 発音による傷害事故(スノーシュークラブ)
- 57 入園(進級)を拒否した事例(私立幼稚園)
- 58 隣地共同住宅による日照権侵害事例(私立幼稚園)
- 59 乳幼児に対する虐待事例(保育ママ)
- 60 保護者間のいじめ事例(私立幼稚園)

●内容を一部変更することがありますのでご了承ください。

子どもの事故に適切に対応するために!

事例解説

保育事故における注意義務と責任

編著 古笛 恵子(弁護士)



●保育所や幼稚園、学童保育など、家庭や学校以外で生じた子どもの事故を幅広く取り上げています。

●転倒・誤飲事故から、子どもか加害者となったケースまで、60件の事例を整理し、保育者や保育施設設置者等の法的責任について裁判例を交えてわかりやすく解説しています。

●統計に基づく最新の保育情勢や保険(共済)に関する知識などを盛り込んだ関係者必携の書籍です。

A5判・総頁 396頁
本体価格 3,100円+税 送料実費
(電子書籍版) 本体価格 2,200円+税

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00
平日(土日・祭日を除く)

http://www.sn-hoki.co.jp

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規 Web で 検索

創業1948年

新日本法規出版

第1 転倒・転落事故

1 鬼ごっこ中の転倒事故 (私立幼稚園)

事 例 Aちゃんと同じクラスの友達が幼稚園内で鬼ごっこをして遊んでいました。逃げていたAちゃんの前にBちゃんがいたため、AちゃんはBちゃんに「背負って」と頼みました。Bちゃんは、Aちゃんを背負って走り出そうとした際に、Aちゃんを背負ったままのめりに転倒し、骨折してしまいました。

【被害者】6歳・女兒
【事故現場】私立幼稚園の遊戯室

ポイント 本事例では、幼稚園が、ケガをした園児に対し、債務不履行責任 (民415) あるいは無能力者の監督者の責任 (民714) を負うのが問題となります。具体的には、AちゃんがBちゃんに「背負って」と頼んだ行為を原因として発生している事故ですが、Aちゃんには責任能力がなく法的責任を負わないため、幼稚園がAちゃんを「監督する者」として責任を負うのが問題となります。

解 説

1 責任無能力者の行為

故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、その損害を賠償する責任を負うのが原則です。未成年者で、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備わったときは、賠償責任を負わないものとされています (「自己の行為の責任を弁識するに足りる能力」のことを指します)。責任能力の有無は、各自の知能発育の程度・環境身分などによって個々の事案に応じて判断されるのですが、裁判例によれば、11歳前後からこれを認めており、6歳の子どもに責任能力を認めた事例はありません。

2 園児らの行為の違法性

責任無能力者の行為につき監督者が責任を負うのは、責任無能力者の行為が不法行為の要件を満たす場合です。本事例では、AちゃんがBちゃんに背負ってもらった行為に不法行為の成立要件の一つである違法性が認められるかが問題となります。この点、社会の倫理概念ないし条理によって是認される行為は違法性を欠くものと解されています。本事例においては、AちゃんとBちゃんが行っていた鬼ごっこという遊戯は、それ自体特段危険な遊びではなく、条理上是認されるものということができるため、Aちゃんの

組見本 (A5判縮小)

第1 転倒・転落事故

す。幼稚園が監督義務者である場合、担当教諭や者に代わって責任無能力者を監督する者として、うとされていることから (民714②)、この監督義務者としての責任を免れないと解される。これは中学校において、学校教育活動およびこれと生活関係に限定される監督義務の範囲とは、広げられなければならない」と判断しており、保育園長の責任範囲で認めています。

この点について、和歌山地裁昭和48年8月10日は、保育園の園長の監督義務の範囲につき、「地位照し、当該行為を全く予期しえない等の特別な事柄園における保育およびこれに伴う生活関係にまであるから、右生活関係について監督義務を怠証しないかぎり、責任を免れないと解される。これは中学校において、学校教育活動およびこれと生活関係に限定される監督義務の範囲とは、広げられなければならない」と判断しており、保育園長の責任範囲で認めています。

本事例では、Aちゃんの行為に違法性が認められる代理監督者責任も認められませんが、違法性事案においては、幼稚園の担当教諭や園長の責任があります。

アドバイス

本事例のような園児同士の遊戯中の事故は、そのも多く、防ぐことが難しいのが現状です。子ども同士の遊戯による事故については施設側が賠償責任を負うリスクは低いですが、子どもの行為に違法性が認められた場合には監督責任が広く認められる傾向にあることから、担当教諭としてはできる限り子どもたちの状況を配り、危険な遊戯行為に及んだ場合には中止させることが後のトラブル防止のために重要でしょう。

140 第1 転倒・転落事故

【参考となる判例】

○小学校2年生の女児が学校内で友達と鬼ごっこをして追いかけられていた最中、付近に立っていた当時同小学校1年生であった児童に対し逃げるために背負って下れるように頼むとともに、背負われると同時に走るよう促したところ、背負った児童が走りうとしてその場に転倒し、傷害を負った事案において、責任能力がない児童が「鬼ごっこ」に容認される遊戯中他人に加えた傷害行為は、特段の事情のい限り違法性を欠くものであるとして、傷害を負った児童がた児童の親権者に対する民法714条に基づき請求を棄却した (最判昭37・2・27判時203・14)

25 インフルエンザ感染による保育拒絶事例 (私立保育園)

事 例

Aちゃんの通っている私立保育園においてインフルエンザの感染が1クラスという事態が発生したため、保育園は園児らので1週間の登園自粛を求めました。後日、Aちゃんを保育園に預けることができなくな休まざるを得なくなったと主張し、その間の費の支払を保育園に求めました。この場ては、この請求に応じる必要があるでしょうか。

ポイント

本事例では、保育園が園児の務不履行責任 (民415) を負う

具体的には、債務不履行責任が生じるため帰すべき事由 (帰責性) が必要であるため、自棄を求めたことに帰責性があるといえる

解 説

1 インフルエンザの感染が発生した場合保育園においてインフルエンザの感染者が園としてそれ以上感染が拡大しないためとができるか、休園や登園自棄を求めるといえます。

2 保護者の不利益

他方、多くの保護者は働くために保育園に預ける場所から見つからないと仕事を休まざるを得ることになります。しかし、保育園において園因感染が発生し、死者や重篤な患者が発生する場合は、より多くの園児やその保護者の利益に部の保護者が不利益を被ることはやむを得ない

236 第5 感染症事故

この点、厚生労働省制定の「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成21年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課) においては、新型インフルエンザが大きな健康被害の対応を十分に考慮し、感染症発生時に含む緊急時の対応について保護者に協力を求めることとしています。また、新型インフルエンザの抵抗力の低さ等を考慮すると、通常の保育インフルエンザの感染拡大や、より多数の園児及危険を避けることは保育園にとつては重年多くの死亡者が出る重大な感染症であることにおいてインフルエンザの集団感染が確認されれば、合理的な期間の登園自棄を求めるとい

236 第5 感染症事故

3 本事例における保育園の帰責性

保育園には保育サービスを提供する義務はありますが (そもそも、インフルエンザ流行による登園自棄についてという表現がなじみませんが) が正当なものであれば、帰すべき事由 (帰責性) が無いといえるでしょう。この帰責性の判断は、登園自棄を求めたことが保育園にとつてやむを得ないものであり、帰責性は認められたいと考えられます。したがって、必要もありません。

アドバイス

インフルエンザなどの感染力の強い流行性疾患については、帰責性の帰責性の利益を積極的に防止することが必要となるでしょう。も、そのような場合においても、子どもを預ける必要があるという措置の内容も保護者に過度の不利益が及ばないよう配慮することか保護者との間のトラブルを防ぐためにも重要といえます。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 本館 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 総務部 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目1番12号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目1番12号
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0057 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8683 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2014.4.1507181)



この印刷物は環境にやさしい植物性大豆油インキを使用しています。